

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平 成 2 2 年 2 月 1 6 日

企 画 部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年— 8 (H22.2.15)	企 画	<p>米子空港（美保飛行場）の米軍との共用施設の指定撤回と米軍の夜間離着陸訓練に反対することについて</p> <p>憲法改悪反対鳥取県共同センター 事務局長 近藤 衆平 (鳥取市西町3-101-2)</p>	<p>1 米子空港（美保飛行場）の米軍との「共同基地」決定の撤回を求めること。 ○ 美保飛行場の日米地位協定第二条四項（b）の適用は、日米安保条約に基づく国策によるものであり、撤回を求めることは考えていない。</p> <p>2 延長された500メートルは、米軍基地として追加指定しないよう求めること。 ○ 現在、追加指定に関する情報はなく、特段の対応は考えていない。</p> <p>3 米軍の夜間離着陸訓練（NLP）化に強く反対すること。 ○ 現在、美保基地の夜間離着陸訓練（NLP）化に関する情報はなく、特段の対応は考えていない。</p> <p>4 すべての情報を市民に公開すること。 ○ 関係地元市（米子市、境港市）とも協力し、適切な情報提供を行いたい。</p> <p>5 国に対し県民・自治体の意見を聞くよう求めるとともに、地方自治体の本旨にもとづいて、住民の要望を聞くこと。 ○ 国有財産管理法等により、関係住民に及ぼす影響等が軽微でない場合は「防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係ある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」こととなっており、地方自治体無視の決定はくたされないと考えている。 なお、住民の要望については、情報提供に併せ、地元市が対応されるものと考えている。</p>

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年— 9 (H22.2.15)	企 画	<p>米子空港（美保飛行場）の米軍との共用基地化撤回と米軍の夜間離着陸訓練に反対することについて</p> <p>憲法改悪反対西部地区共同センター 事務局長 大谷 輝子 (米子市博労町3-80-1)</p>	<p>1 米子空港（美保飛行場）の米軍との「共同基地」決定の撤回を求めること。 ○ 美保飛行場の日米地位協定第二条四項（b）の適用は、日米安保条約に基づく国策によるものであり、撤回を求めることは考えていない。</p> <p>2 延長された500メートルは、米軍基地として追加指定しないよう求めること。 ○ 現在、追加指定に関する情報はなく、特段の対応は考えていない。</p> <p>3 米軍の夜間離着陸訓練（NLP）化に強く反対すること。 ○ 現在、美保基地の夜間離着陸訓練（NLP）化に関する情報はなく、特段の対応は考えていない。</p> <p>4 すべての情報を市民に公開すること。 ○ 関係地元市（米子市、境港市）とも協力し、適切な情報提供を行いたい。</p> <p>5 国に対し県民・自治体の意見を聞くよう求めるとともに、地方自治体の本旨にもとづいて、住民の要望を聞くこと。 ○ 国有財産管理法等により、関係住民に及ぼす影響等が軽微でない場合は「防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係ある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」こととなっており、地方自治体無視の決定はくたされないと考えている。 なお、住民の要望については、情報提供に併せ、地元市が対応されるものと考えている。</p>